令和６年度 小美玉市

保育園・認定こども園　入所のご案内



１．保育園・認定こども園

保育園とは、保護者が仕事や病気などのため、お子様を日中家庭で保育できないときに、保護者に代わって保育する施設です。**小学校入学の準備のため、集団生活を体験させるため等の理由では入所の対象とはなりません。**

　認定こども園とは、幼稚園と保育園の２つの機能を併せもち、教育・保育を一体的に行う施設です。

２．支給認定

保育園、認定こども園、幼稚園などを利用するときには「支給認定」の手続きが必要となります。支給認定とは、子どもの年齢と保育の必要性により、その区分をあらかじめ認定するもので、１号認定、2号認定、３号認定の3つの区分に分けられます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 認定区分 | 年齢 | 保育の必要性 | 利用時間 | 利用できる施設 |
| 1号認定 | 満３～５歳児 | なし | 教育標準時間 | 幼稚園認定こども園（幼稚園部分） |
| 2号認定 | 満３～５歳児 | あり | 保育標準時間 | 保育園認定こども園（保育園部分） |
| 保育短時間 |
| 3号認定 | ０～２歳児 | あり | 保育標準時間 | 保育園認定こども園（保育園部分） |
| 保育短時間 |

保育園・認定こども園(保育園部分)をご希望の場合⇒　２ページへお進みください

認定こども園(幼稚園部分)をご希望の場合⇒　6ページ以降をご覧ください

３．利用時間（保育必要量）

　利用時間（お子様を施設に預けられる時間）は、「保育必要量」の区分（標準時間または短時間）によって異なります。保育必要量は、保護者の「保育を必要とする理由」に応じて決定します。

「保育標準時間」……１日最長11時間の保育（両親のフルタイム就労等を想定）

　「保育短時間」……１日最長８時間の保育（両親またはいずれかがパートタイム就労等を想定）

　※「保育標準時間」の保育利用は、１カ月あたり**実働１２０時間**程度（週あたり実働３０時間程度の就労を、「保育短時間」の保育利用は**実働６０時間以上**（月１５日以上及び１日４時間以上）の就労を下限とします。（利用時間を超える利用希望がある場合は、延長保育料金が発生します。）

＜イメージ＞　※施設によって時間は異なります。

７：００

１８：００

１９：００

保育標準時間

|  |  |
| --- | --- |
| 保育時間（11時間）８：3０７：００ | 延長保育 |

16：３０

１９：００

保育短時間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 延長保育 | 保育時間（８時間） | 延長保育 |

４．保育を必要とする理由

　2号認定・3号認定を受けるためには、以下いずれかの「保育を必要とする理由」の要件に該当していることが必要です。

保護者間で保育を必要とする理由が異なる場合は、利用時間の短い方が適用されます。

　　例：父親が就労（標準時間）、母親が求職活動（短時間）の場合、「保育短時間」認定となります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保育を必要とする理由 | 要件 | 保育認定期間 | 利用時間（保育必要量） |
| ①就労（自営業・農業・内職含む） | 月実働120時間以上の就労を常態としている場合 | 就労期間中 | 標準時間 |
| 月実働60時間以上～１２０時間未満の就労を常態としている場合 | 就労期間中 | 短時間 |
| ②妊娠・出産 | 出産準備または産後休養を要する場合 | 産前６週～産後８週 | 標準時間 |
| ③疾病・障がい | 保護者が病気である、心身に障がいを有する場合 | 保護者の療養期間中 | 申請内容により判断 |
| ④介護・看護 | 長期にわたり親族の介護または看護をしている場合 | 親族の療養期間中 | 申請内容により判断 |
| ⑤災害復旧 | 震災、風水害、火災等の復旧に当たっている場合 | 災害復旧に要する期間 | 標準時間 |
| ⑥求職活動 | ハローワーク等で求職活動を継続的に行っている場合 | 最大3カ月 | 短時間 |
| ⑦就学 | 月120時間以上、学校や職業訓練校等に通学している場合 | 就学期間中 | 標準時間 |
| 月60時間以上１２０時間未満、学校や職業訓練校等に通学している場合 | 就学期間中 | 短時間 |
| ⑧その他 | 上記に類する状態にあると市が認める場合 | 必要な期間 | 申請内容により判断 |

※育児休業取得中の方は、就労証明書の復職予定日に復職することを前提に入園申込ができます。

職場復帰日が、月の1日～15日の場合・・・職場復帰月の前月から利用できます。

職場復帰日が、月の16日～末日の場合・・・職場復帰月から利用できます

５．申込から入所までの流れ

●申込について

申込書類は、子ども課（玉里支所２階）、福祉事務所美野里支所（本庁１階）、福祉事務所小川支所（小川支所１階）で配布しております。また、小美玉市ホームページからもダウンロードできます。必要な書類については、4ページをご覧ください。

●施設の見学について

保育施設によって、保育方針、設備、雰囲気などに違いがあります。申し込み前にお子様と一緒に希望する園の見学をお願いします。見学の際は、必ず各保育施設に直接連絡し、日程調整をした上で見学をしてください。

また、お子様にアレルギーや疾病や障害等があり、特別な配慮が必要な場合は、園がお子様を安全に受け入れるための体制を入所前に整える必要があるため、見学の際に直接園の先生にご相談ください。ご家庭の状況とは異なり、集団生活の場となるため、ご家庭で不自由を感じていなくても、保育施設ではお子様に合わせた配慮が必要となる場合があります。

利用調整

申込書類の準備

施設見学

入所申し込み

利用調整

支給認定

（保育標準時間・保育短時間）

入所内定

入所可

保留

入所不可

入所

面接

入所内定

入所可

利用者負担額の決定

申込期間・受付場所等、詳しくは4ページをご覧ください。

●利用調整について

　利用希望が多く、入所希望者全員の受け入れができない場合、利用調整を行います。世帯の状況などを考慮し、保育の必要度の高い児童から優先的に入所することとなります。（下記がその一例）

＜世帯状況＞

児童の両親不在＞ひとり親世帯＞保育できる親族がいる

●入所の可・不可にかかわらず、結果を次の時期に郵送で通知します。 （他市町村の施設を申込の方は通知の発送が遅れる場合があります。）

４月入所：　本受付分：２月上旬頃

2次受付分：３月上旬頃

５月以降入所：入所希望前月の２０日頃 予定

●入所保留の場合

希望する施設に欠員が出るたびに月1回利用調整を行い、**入所可能となった場合のみ通知します**。

※申請書の有効期限：令和７年３月末（令和７年４月以降は改めて申し込みが必要）

６．申込の方法　＜**保育園・認定こども園(保育園部分)**が第一希望の方＞

＜申込受付期間＞　土日・祝日を除く　※先着順ではありません

４月入所（本受付）………令和５年11月１日（水）～11月30日（木） 8：30～17：15

４月入所（2次受付）……令和６年　１月4日（木）～ 1月31日（水） 8：30～17：15

　　　　　　　　　　　　　　2次受付は、本受付後に空きがあった場合のみ

５月以降の入所……入所希望月の前月１０日まで（１０日が土日・祝日の場合は翌開庁日）

例：５月１日から入所希望……４月１０日締切　　※受付は随時行います。

＜書類提出先＞●小美玉市在住で、小美玉**市内**の教育・保育施設を希望する場合

⇒申込書類を、子ども課または福祉事務所美野里支所、福祉事務所小川支所までご提出ください。

●小美玉市在住で、小美玉**市外**の教育・保育施設を希望する場合

◆市町村によって申込みできる要件が異なります。

例：希望保育所等の所在する市町村に勤務地がある または 実家がある または 転出予定がある

※要件に該当しない場合、受付ができない、もしくは内定が取消になる場合があります。

⇒入園を希望する施設の所在市町村の保育担当課に、申込締切日・必要書類・申込要件を必ず確認の上、その締切日の10日前までに、小美玉市の申込書類を使用し、小美玉市の子ども課または福祉事務所美野里支所、小川支所までご提出ください。ただし、施設の所在市町村から、その市町村指定の申込書類様式を使用するよう指示があった場合は、その様式をお使いください。また、入所希望月の前月末までに転出の手続きをする方は、転出先の市町村へ転出先市町村の申請書様式で申し込みください。

●小美玉**市外在住**で、小美玉**市内**の教育・保育施設を希望する場合

⇒入所希望月の前月末までに転入予定の場合、小美玉市へ小美玉市の様式でご提出ください。その際に、転入先の分かる書類（不動産売買契約書等の写し）の提出もお願いします。

⇒入所希望月の前月末までに転入する予定の無い場合、小美玉市の締め切り日にあわせて、お住いの市町村（住民登録がある市町村）の保育担当課へ申込書類を提出してください。申込書類は、お住いの市町村の様式を使用してください。

|  |
| --- |
| **１　申請のための書類** |
| □ 支給認定申請書 ………児童１人につき１部　※個人番号の記入をお願いします。□ 保育施設利用申込書 ………児童１人につき１部□ 入所に関する確認票　 ………世帯につき１部□ 保育の必要性を証明する書類　………5ページを参照（保護者１人につき１部） |
| **２　個人番号の分かる書類と身分確認 ※申請の際、窓口で提示してください。** |
| □ 申請者のマイナンバーカード（または通知カードと身分証明書、もしくは個人番号の記載された住民票の写し等と身分証明書） ※身分証明書……運転免許証等 |
| **３ 該当者のみ必要な書類**  |
| 小美玉市外にお住いの方（単身赴任・別居等）  | □ 市区町村民税課税(非課税)証明書　※父母または家計の主宰者分 ４～８月入所：令和5年度分のもの ９～３月入所：令和6年度分のもの  |
| 外国籍の方 | □ 在留資格を証明する書類（在留カード等）の写し　※世帯全員分 |
| 同一世帯に在宅障がい者(児)がいる方 | □ 障害者手帳の写し |
| 生活保護受給者の方 | □ 生活保護受給証の写し または 生活保護決定(変更)通知書の写し |
| 離婚調停中で別居している方 | □ 離婚調定中であることが分かる書類（調定期日呼出状・事件係属証明書等の写し）※書類の提出がない場合、ひとり親扱いとならず、調定相手方の保育の必要性を証明する書類が必要となります。 |
| 小美玉市へ転入予定の方 | □ 転入先住所が分かる書類（賃貸契約書や不動産売買契約書の写し） |

**保育の必要性を証明する書類**

・①⑦の最低就労（就学）時間は、月６０時間以上（１日４時間以上かつ月１５日以上）

・利用希望月の１日現在で、満６５歳未満の同居（敷地内同居の場合も含む。）の祖父母や、生計同一の同居人（未入籍の場合も含む。）がいる場合は、その方の書類の提出も必要です。

・きょうだい同時に入所希望の場合、父母それぞれ１部のみの提出で構いません。

・証明書類は、提出日時点で発行日から３カ月以内のものを提出してください。

・①の事由に該当する方で、就労見込みの場合や、利用の基準に満たない場合は、⑥の誓約書の提出も必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| **保育を必要とする理由** | **必要な書類** |
| 1. 就労
 | Ａ.会社にお勤めの方 | 就労証明書（就労先に記入を依頼してください） |
| B.自営業・農業の方（ア及びイ） | ア　就労証明書（ご自身で記入をしてください）イ　下記いずれか・確定申告書（市県民税申告書）の写し・開業届出書の写し※自営業の従業員や専従者の親族の方は、事業主に記入を依頼してください。この場合、イは提出不要です。 |
| ②妊娠・出産 | 母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日のページまたは出生届出済証明のページ） |
| ③疾病・障がい | 疾病のある方（ア及びイ） | ア　申告書イ　診断書　※医療機関の様式 |
| 障がいのある方（ア及びイ） | ア　申告書イ　障害者手帳、療育手帳等の写し（いずれか） |
| ④介護・看護（ア及びイ） | ア　申告書イ　診断書、障害者手帳、介護保険被保険者証の写し（いずれか） |
| ⑤災害復旧 | 罹災証明書等 |
| ⑥求職活動（ア及びイ） | ア　誓約書イ　ハローワーク受付票など求職活動とわかる書類 |
| ⑦就学（ア及びイ） | ア　在学証明書、学生証の写し（いずれか）イ　時間割、カリキュラム（いずれか） |

**留意事項**

・申込書類に不備がある場合、利用調整時に不利になることや、受付できない場合がありますので、ご注意ください。虚偽の申請があった場合は、認定が取消しになります。

・書類の記載事項を訂正する場合は、二重線で訂正してください。（修正テープ等を用いての訂正は、認められません。）

・一度提出された書類は返却いたしませんので、ご提出前に必ずご自身でコピーをおとりください。

・申込後に、記載事項（住所・連絡先・世帯状況・勤務先 等）の変更があった場合は、子ども課までご連絡ください。

申込方法についてご確認いただけましたら、次ページ「８．保育料」にお進みください。⇒

７．申込方法　＜**認定こども園(幼稚園部分)**が第一希望の方＞

＜申込受付期間＞　土日・祝日を除く

●４月入所……令和５年１0月２日（月）～令和６年3月２９日（金）　8：30～17：15

●５月以降の入所……入所希望月の前月末まで　※受付は随時行います。

例：令和６年５月１日から入所希望の場合……４月３０日締切

　＜申込の流れ＞

希望施設での面接後、施設から入所承諾書（内定を受けたことが分かる書類）の交付を受け、子ども課、福祉事務所美野里支所、福祉事務所小川支所のいずれかへ書類をご提出ください。その後、市役所より支給認定証をお送りします。なお、空き状況については、園にご確認ください。

|  |
| --- |
| **１　申請のための書類** |
| □ 支給認定申請書 　　　　………児童１人につき１部□ 入所承諾書等の写し 　　………児童１人につき１部 |
| **２　個人番号の分かる書類と身分確認 ※申請の際、窓口で提示してください。** |
| □　申請者のマイナンバーカード（または通知カードと身分証明書、もしくは個人番号の記載された住民票の写し等と身分証明書）　※身分証明書……運転免許証等 |
| **３ 該当者のみ必要な書類**  |
| 小美玉市外にお住いの方（単身赴任・別居等）  | □ 市区町村民税課税（非課税）証明書　※父母または家計の主宰者の分 ４～８月入所：令和５年度分のもの ９～３月入所：令和６年度分のもの  |
| 外国籍の方 | □　在留資格を証明する書類（在留カード等）の写し　※世帯全員分 |

**留意事項**

・申込書類に不備がある場合、受付できないことがありますので、ご注意ください。※書類不備の場合、利用調整時に不利になることや、受付できない場合があります。

・虚偽の申請があった場合、認定が取消しになります。

・書類の記載事項を訂正する場合は、二重線で訂正してください。（修正テープ等を用いての訂正は、認められません。）

・一度提出された書類は返却いたしませんので、ご提出前に必ずご自身でコピーをおとりください。

・申込後に、記載事項（住所・連絡先・世帯状況・勤務先 等）の変更があった場合は、子ども課までご連絡ください。

８．保育料

保育料は、月の初日に在園している場合は、月途中で退園してもその月の保育料は全額納入していただくことになります。また、保育園等へ在園している期間は、保育園等を休んでも保育料を納入していただきますので、ご了承願います。長期にわたり（１カ月以上）休む場合は、前月の末日までに子ども課または各保育園等へご相談ください。

＜３歳～５歳児＞

令和元年１０月から始まった「幼児教育・保育の無償化」により、３歳児から５歳児の保育料は、無償となります。ただし、通園送迎費・給食費・行事費等については、保護者負担となります。

無償化となるのは、満３歳になった後の４月１日から小学校入学前までの３年間のため、年度途中で満３歳になっても、その年度中は保育料が発生します。ただし、１号認定を受け幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用する場合は、満３歳から無償となります。

＜０歳～２歳児＞

父母（保護者）の所得（市町村民税所得割額）の合計に応じて決定します。詳しくは、別紙1「保育料基準額表」をご覧ください。毎年９月に保育料の変更（見直し）があります。

４月～８月（前期）：前年度の市町村民税額に基づく金額

９月～３月（後期）：当年度の市町村民税額に基づく金額

●納付方法

　＜私立保育園をご利用の場合＞

口座振替により、毎月２５日（２５日が土日・祝日の場合は翌開庁日）に納付いただきます。引落しができなかった場合、再度の引落しはありませんので、その月は納付書により金融機関等へ直接納付していただくことになります。口座振替の申込については、入所決定時にご案内いたします。

＜公立保育所、幼稚園、認定こども園をご利用の場合＞

公立保育所の所在市町村、及び各園の納入方法に従いお支払いをお願いします。

●保育料の滞納について

保育所は、保護者の皆様に納めていただく保育料（利用者負担金）と国、県、市の公費によって運営されています。利用者負担金の滞納は、公平性を欠くだけでなく、保育所の健全な運営に支障をきたすこととなります。保育料の滞納がある場合、督促状のほかに、電話や文書による催告等を行います。また法令に基づき、児童手当からの特別徴収の方法による徴収や、給与、不動産、預金等の財産を調査し、差押えをする場合がありますので、必ず期限内に納めてください。

９．保育施設に入所してから

・入所後、以下いずれかに当てはまる場合は、子ども課までご連絡ください。

① 居住地などの変更（転出・転居、1カ月以上の出国、帰国、連絡先の変更など）

② 家庭内での保育が可能となったとき（退職など）

③ 世帯の状況が変わったとき（保護者の婚姻・離婚、家族の死亡など）

④ 就労状況が変わったとき（就労先、就労形態の変更、育児休暇の取得など）

⑤ 保育料決定後に、申告・修正申告により税額が変更になったとき

10．よくある質問

**Ｑ　オンラインで申請はできますか？**

Ａ.マイナポータルで簡単に申請が可能です。

リンク先は下記QRコードです

**Ｑ　保育施設の見学はできますか？**

Ａ.申込手続き前にも希望する園の見学することができます。保育方針や内容、設備、雰囲気などは、保育施設によって違いがあり、開所時間、延長保育実施の有無など確認することを勧めています。見学の際は、必ず各保育施設に直接連絡し、日程調整をしてお子様と一緒に見学をしてください。

**Ｑ．共働きで幼稚園と保育所を併願する場合、どのような認定を受ければよいですか？**

Ａ．共働き家庭であっても、幼稚園での教育を希望されるなどの理由で、幼稚園利用を希望されるケースがあります。このような場合は、保育園などの利用も希望されるかどうかにより必要な手続きが異なります。保育園などの利用希望もある場合は「満３歳以上・保育認定」（２号認定）を受けていただき、その後の実際の幼稚園または保育園の利用の状況をみて、市が認定を維持するか変更するかを決めていきます。

**Q．保育園は申込をすれば必ず入園できますか？**

A．提出された書類により保育を必要とする状況を確認させていただき、入園条件に該当すれば入園は可能になります。ただし、児童の年齢や家庭状況によって入園の承諾を行いますので、ご希望の保育園の空き状況等によってはご希望に添えない場合がありますので、希望保育園を多くする等、入園できる可能性を高くする方法をご検討ください。市では、保育の必要性の高いお子さんから順次適切な利用調整を行います。

**Q．利用申込書には、必ず希望保育園を第３希望まで記入しなければなりませんか？**

A．必ずしも記入が必要とは限りませんが、希望保育園の記入が多ければ、入園判定の幅が広がりますので、入園できる可能性は上がります。また、希望保育園を1か所に限定しても、それを理由に優先的な取り扱いはいたしません。

**Q．きょうだいがすでに在籍している保育園に申込をする場合、優先されますか？**

A．すでに保育園に在籍しているきょうだいがいる場合、利便性等ある程度の考慮をした上で利用調整をしますが、必ずしもご希望に添えるとは限りません。

**Q．①利用申込を取下げたい場合、②決定した入所を辞退したい場合、それぞれ必要な手続きはありますか？**

A．①申込を取下げる場合には「保育所取下届」、②辞退する場合には「保育所辞退届」の提出が必要となります。なお、取下・辞退後に再度保育園を希望される場合には、改めて申込書類の提出が必要となります。

**Ｑ．ひとり親家庭の保育料はいくらになりますか？**

Ａ．ひとり親のみで生活している場合は、父もしくは母のみの市民税所得割額等の状況に基づき算定します。祖父母等の親族と同居している（同一敷地内を含む）ひとり親家庭の場合で、父もしくは母の所得が少なく、祖父母が家計の主宰者となっている場合は、祖父母の市民税を算定基準とすることがあります。

【問い合わせ先】

小美玉市福祉部 子ども課

http://www.city.omitama.lg.jp

〒311-3495

茨城県小美玉市上玉里1122番地

TEL 0299-48-1111(内線3241・3242)